

平成19年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第7日目)

平成19年3月15日(木曜日)

午前10時00分開議

- 第14 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第16号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第21号 訓子府温泉保養センター設置条例の制定について
- 第17 議案第7号 平成19年度訓子府町一般会計予算について
- 第18 議案第8号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第19 議案第9号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第20 議案第10号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計予算について
- 第21 議案第11号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第22 議案第12号 平成19年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第23 議案第13号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 第24 議案第14号 訓子府町副町長定数条例の制定について
- 第25 議案第18号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第19号 社会資本整備基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

出席議員（13名）

1番	田中	與士	信君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

13番 渡邊 易右工門 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深	見	定	雄	君	
総務課	長	山	田	日	出	夫	君
企画財政課	長	佐	藤	正	好	君	
町民課	長	山	川	栄	二	君	
福祉保健課	長	佐	藤	純	一	君	
農林商工課	長	山	内	啓	伸	君	
建設課	長	竹	村	治	実	君	
水道課	長	竹	村	治	実	君	
施設車両課	長	小	田	藤	夫	君	
教育	長	小	野		茂	君	
管理課	長	平	塚	晴	康	君	
社会教育課	長	佐	藤	明	美	君	
給食センター	所長	石	森		修	君	
社会教育課	業務監	上	野	敏	夫	君	
教育委員	長	白	崎	隆	誠	君	
監査委員		四	十	物	義	雄	君
農業委員会	事務局長	菅	野		宏	君	

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小	野	良	次	君
議会事務局	係長	今	田	和	則	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告いたします。本日は、13名の議員の出席であります。

なお、田古選挙管理委員長、鳥山農業委員会会長、三好福祉保健課業務監から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第7号、議案第8号、
議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

議長（柴田喜八君） これより一括議題の議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第7号から議案第12号までの討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。反対討論ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 議案第7号に対する反対討論を行いたいと思います。

平成19年度一般会計予算の関係で、審議をしてみましたが、今議会提案の平成19年度予算案については、財政の厳しさを受け止め、各部署において十分精査されているということからすると、概ね認められるべきものという認識を持っておりますけれども、昨年予算審査特別委員会において、総務費の戸籍住民登録事務費の住民基本台帳ネットワークシステムにかかる費用対効果が極めて悪いということからまたセキュリティーの問題等も含めて、機器更新時に継続について検討をするという説明がございました。

この事業の問題をそういう点からしますと、この事業に対する問題を十分認識しているということにもかかわらず交付税による対応があるということを理由に、事業継続の予算計上をしているということは、国家的財政難の状況下で極めて理不尽なことと受け止めております。

こういう点からして、この議案に対しては反対の意思を表明したいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 次に、この議案第7号に対する賛成討論をお願いいたします。

14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） ただいま総務費の住民基本台帳ネットワークシステム事業の反対討論がありましたけれども、私のほうから賛成のご助言を述べさせていただきます。

今回の予算の機器の更新のための予算計上がありましたけれども、機器の更新については国の交付税処置がなされており、町の財政に与える影響は小さくなると思います。

現在、住基にカードの発行だけではなく、国・道の本人の確認情報の活用、住民異動に伴う事務効率化など、今後についても平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度での被保険者の資格管理、保険料賦課を行う広域連合に対して、住基ネットによる情報提供が必要になってまいります。

また、住民に対して住民票をどこでも申請による交付、年金の裁定請求、パスポートの申請、国家資格の更新など、住民票の添付の必要がなくなります。また、今後の高齢者社会の中で、年金受給者の毎年の現況届が不必要になり、町民の利便性がますます出てまいります。

今後、個人情報保護法などで、ますます個人情報の共有化が困難になり、いろいろな諸問題を考え、今後将来にわたり住民基本台帳ネットワークのさらなる効率化や活用の視野がさらに広がり、行政サービスの一翼を担っていただけたらと思っております。

以上において、地域基本台帳ネットワークシステム事業の賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

議長（柴田喜八君） 次に、反対討論の発言を許します。

1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 私も2点、平成19年度に向けての予算の中の2点を特に取り上げて反対討論をしたいと思います。

それに先立ちまして、いわゆる予算の評価面なのですけれども、今回の予算の中に特徴的なものとして表れたのが2点あったと思います。

1つは、委託事業の見直しが全般的に行われたと。それによる歳出の節減効果が高く数字上に表れたと。そういう点では、この点は努力もありますけれども、高く評価ができるのではないかとこのように考えます。

もう1点は、今後の行政における職員の果たす役割、それを高めるための研修費が盛られたと。常々、私がいろんな機会に申し上げましたように、組織を動かし機能させる人づくりが必要なのだ。今後のまちづくりにとって、この問題抜きに新しいまちづくりはなかなかできないということを申し上げてきましたけれども、そういう点で十分とは言えませんが、この部分に目を向けて積極的に取り組もうという姿勢が予算の中に表れたなというふうに考えています。これを機会に、職員組織が高い倫理観や公務員としての自覚、あるいは町民の要求に答えられる広い視野を持った高い資質の職員ということで、ぜひ育てていただきたいなということを期待をしたいと思います。

反対討論の2点なのですけれども、先ほど上原議員から住基ネットに関わって、討論の趣旨が述べられました。

昨今、町の事務処理に非常に多くのOA機器が導入されまして、それによる事務処理、あるいは集約がどんどん進められています。そういう状況の中で、コンピュータ抜きの行政運営、あるいは日常生活というのがなかなか考えられないような時代にはなってきましたけれども、住基ネットが本当はないと町民が生活できないのかということを考えると、決してそうではないのではないのかなというふうに考えます。特に、行政も含めて奉仕活動などを中心的にしなければならない、そういう立場にいる人たちは人と人との関わり、あるいは信頼を構築すると、このことが一番大事なのではないのかなと。そういう点で言いますと、OA機器はその介在の一翼にしかすぎないと、そのほんの一部しか役割を果たせない、そういう存在なのだということに私は思います。だから、長い歳月をかけて築いた信頼関係も、場合によっては一瞬にして崩壊させるという時代を生むのだということ

を、OA機器を使うここがぜひ肝に銘じていただきたいなというふうに思うのが昨今です。

今回、住基ネットに係わって797万8,000円ほど維持費用がかかるということになって予算計上されています。この住基ネットから発生する町のサービス提供はいろいろありますけれども、町が得ることのできる唯一の収入、これはカードの発行以外、今のところなかなかありません。当初予算では2件、1枚1,500円ですから3,000円しか収入が見込まれないと。こういうことを考えますと、費用対効果という点では非常に効率が悪いと。おそらく、今訓子府の行政を行っているいろいろなサービスや費用対効果という計算をしたならば、最悪だろうというふうに思えます。

今度、年金の現況届がこの住基ネットを通して必要がなくなるというような説明がありまして、それが一つはその継続の根拠として述べられましたけれども、この確認費用がどれほどその必要なかということを考えますと、あまりにも無謀な話なのではないのかなと私は思います。

今後、いろいろな住基ネットも含めたOA機器を通したいろいろな事業がどんどん進むでしょうけれども、そういう中で個人情報が増えるということは、場合によってはその受けた損失を補えないほどの大きな影響を受けることもあるということをして、今の状況で言えば見直しすべきものでないのかなということがまず第1点になります。

それからもう1点は、地方財政に関わることです。今年度の予算の中でも、町の状況からしますと分権が進み、いわゆるお金のかかるケースと言いますか、お金がかかって行政サービスを行うそういう事業が減るような様子が少しもないという中で、財源保障機能がどんどん後退をしていくと。これには、やはり住民の姿勢を、声を代弁して、厳しく対決すると言いますか、国に財源保障機能を要求していくと、そういう姿勢が大事なのではないのかなというように考えます。これは今の状況から言いますと、例えば説明の会議などに行って職員がどうのこうのというようなことで、制度がなかなか直るとは思いませんけれども、そういうことも含めてやはり一番責任を追うべき首長がはっきりやっぱり町などにしかるべき自治体としての現状や求めるべきもの求めるという、そういう姿勢を発揮すべき時期であるというふうに思います。

昔は行政手腕が、いわゆる中央直結であることが行政手腕と言われた時代もありましたけれども、それも含めて、これからは住民の要望に応えるために声を率直に届けると、そういう点で汗をかくと言いますか、そういうことも求められる時代になったという点で、この点もぜひ今後の行政の中で、職員全体の声、あるいはそれを受けた首長の声という形で活かしていただきたいと。その点で、今の状況から今の姿勢でいけばなかなか抜けきらないのではないかとということ指摘をしたいと思います。以上、2点評価する面もありましたけれども、2点を私の反対の理由にしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 次に、この議案に対する賛成討論の発言を許します。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） ただいまの住基ネットの件につきまして、原案に賛成の意味で意見を述べたいと思います。

前段で、橋本議員が細かく必要性について、意見は賛成意見と言いますか、支持する意見が出ましたけれども、現状を考えますと、確かに利用の効果と言いますか、経費の効果としては非常に極端な数字でありますけれども、これは国の住民基本台帳法による全国ネ

ットワークを目指したものでありまして、将来、非常に私たちの町の場合、先行きがどういう方向になるのか、今論議の題に出されようとしている道州制、あるいは支庁の廃止など、自治体の大きくなる、特に北海道は広い中で今回のこの事業というのは、非常にそういった意味では将来に向けての大きな活用言いますか、それを基本としたものだと考えますし、ここにはそれぞれの各地域との密接な連携と言いますか、広域化を目指したものに欠くことのできない事業であると思いますし、ここで訓子府がここから仮に見直しとして離脱した場合、なかなかこれからのそういった大きな連携、広域事業、あるいは再度合併についても論議するでしょうし、そういう中ではこの事業としては、今中止するということは将来に向けて大きな課題を残すというふうに考えます。

従いまして、私はこの住基ネットの事業の継続については必要と認め賛成をいたします。

議長（柴田喜八君） この議案に対する反対討論。

12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 議案第7号について、反対討論をさせていただきたい。

先ほど上原議員、田中議員から住基ネットの活用方法についての反対討論が出されておりますので、私も一般質問の中で必要性を町に申し入れてお答えをいただいておりますので、中身については省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、コンピュータ関係につきましては、住基ネットを外しても年間で今年4,800万円近くいっていますし、昨年は4,100万円ぐらいの予算計上をされております。毎年そういう部分で、多額の費用がコンピュータの保守点検業務に向けなければならないということにつきましては、住基ネットはもとより、町の考え方では将来的に必要なだからというようなご答弁もいただいておりますけれども、実際に年間8件ぐらいのアクセスしかない住基ネットが本当に町民にとって必要なのかというような論点からみますと、かなり大きな疑問を町民の方は持っているのではないのかなというような考えを私はするところであります。そうした中で町の答弁の中にも、新たなサービスが展開されているということで、継続をしていかなければならないというようなことも答弁としていただいておりますけれども、私としてはやはり見直すところは見直していかなければならないのではないかなというような考え方を思っております。

基本的には、田中議員、上原議員が言われたとおりでありますので、私もこの件につきましては、今の町の厳しい財政の現状から言うと反対討論ということで述べさせていただきたいと、このように考えています。

以上です。

議長（柴田喜八君） 次に、この議案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） いろいろと反対の意見もございます。

しかし、私も先ほど詳細にわたってお話がありました橋本議員、あるいはまた佐藤議員の考え方に賛成でございまして、私の考え方としましても、やはり今ここでこの住基ネットの更新をしなければ、やはり将来に向けて訓子府の損失というのはかなり出てくるだろうなど。

やはり先ほど佐藤議員も言いましたけれども、今後道州制あるいは合併問題が発生したときに、そういったものがやはり一つの基本となった考え方が出てくるだろうと。

さらに、やはり今回のこの問題というのは、別なところで問題もないわけではありません。やはりこの住基ネットというのは、まだこの制度がはじまって数年しか経っていない、そういう中で皆さんいろいろとその利用が少ない、あるいは費用対効果が悪いというような意見もございますけれども、本当にこの住基ネットというものが、町民どこまで理解しているのかなというような感じもします。やはり我々は、ある程度わかっておりますけれども、訓子府町の町民全体がこの住基ネットの仕組み、あるいはまたその活用方法というのが完全に知れているのかどうか、その辺の問題もあるがゆえにそういう意見が出てくるのかなというように思います。

やはり今後においては、この更新を機会に、そういう意味では十分町民に対するPRも含めながら利用の活用を進めていくことが必要だろうとは思いますが、いずれにしても、この住基ネット設置・更新することが、やはり訓子府の将来に向けてのプラスになるという観点から、私は賛成の意見を述べさせていただきます。

議長（柴田喜八君） 次に、この議案第7号に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 次に、賛成討論ございますか。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） もう3番目ですから、同じ賛成討論のほとんどを重複してしまうというようなことだろうと思います。橋本議員、佐藤議員、そして、松浦議員言われたものだと思います。

この関係につきましては、ずいぶん費用対効果等々いろいろあるかと思いますが、この時期にこの住基ネットの関係に取り組まない、従来取り組んだというようなことで、もしその方向でいった場合に、必ず私はあとから後悔する時代が来るなど。また、国もそういう将来に向けてのことを十分考えた上で、こういう方法を取り入れ、そして、行政に下ろしていることだろうと思っていますし、いろんな活用がこれからどんどん今の時代まだまだ増えてくるのだろう、そのときに従来の方法では対応しきれなくなる。そのときに、「自前で何かをしよう」と言ってももうできる時代ではないと思います。総合的にそういうことも考えたときに、ぜひこのときに交付税処置もあるというようなことで、将来に向けて執行者側もそういう判断をしたものだと私もそういうふうに判断をいたしておりますし、この件につきましては、私はそういう考えから賛成にかえさせていただきます。

議長（柴田喜八君） 次に、この案件に対する反対討論の発言を許します。反対ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） それでは賛成討論の発言を許します。

3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 私も、これがはじまった当時はこれ本当にどういうことになるのかなと非常に心配もし、こんなものこんなにお金がかかるのに何でやらなければいけないのかなと思いましたが、今年の町の職員の説明でなるほどなど、徐々に利用の方法だとか、利用することによって非常に便利なものであるというふうにわかってきました。

確かに、情報も漏れたときの恐ろしさのかもしれませんが、そういうセキュリティの関係

については、これは万全を期して国も町もやっていこうというふうに思いまして、この点については、徐々に国民にあるいは住民に理解をされつつあるというふうに思いまして賛成をいたします。

議長（柴田喜八君） 次に、この議案第7号に対する反対の討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） それでは、次に賛成討論ございませんか。

6番、大坪勝廣君。

6番（大坪勝廣君） 住基ネットにつきましては、多くの議員の皆さんが賛成の立場で述べられております。

それで、田中議員から職員の研修費が盛られていないのではないかと、職員教育が必要でないかという意見がございました。

今の財政状況が非常に悪いといういろいろお話もございましたけれども、これは国の国策によって、「公共投資をしなさい」という国のもちろん指導がありました。そういうことで、本町はやはりその恩恵と言いますか、制度に乗っかって種々の事業も進めてまいったと思います。したがって、財政的にはかなり厳しいものにはなったのは事実でありますけれども、これが今うちの平成19年度のこの一般会計の予算について、必ずしもこの案が悪いというものでなくして、やはり財政を詰めるためには相当の苦勞をなされて、今回案出されたというふうに私は理解をしております。したがって、町長がいわゆる国との精通があって事業も持ってこれた。これは確かであります。そういうことで、国は今市町村合併を押しついたり、苦し紛れなことをやっているのが今の政府ではないかと私は感じ取っております。

したがって、やり繰りの中、相当の知恵を絞っての今年の予算であったというふうに私は理解をいたしておりますので、この議案第7号につきましては賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

以上です。

議長（柴田喜八君） 次に、この議案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

議案第7号に対する討論がないようなので、これをもって議案第7号の討論は終了いたします。

次に、議案第7号以外の一括議案に対する討論ございませんか。一括議題で今討論のありました議案第7号以外で討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

まず、討論のあった案件から採決をいたします。

最初に、議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（柴田喜八君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、議案第14号、議案第18号、議案第19号

議長(柴田喜八君) これより提案理由の説明が終わっております議案第13号、議案第14号、議案第18号、議案第19号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

まず、最初に議案第13号の質疑を行います。57ページです。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

討論ございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の質疑を行います。60ページになります。

11番、佐藤静基君。

11番(佐藤静基君) この訓子府町副町長定数条例の中で、副町長の定数を1人とするという内容でありますけれども、何点が伺いたいと思いますが、1つ目にはなぜ助役から副町長となるのか、その意義の説明をお願いいたします。

それと2つ目に、副町長、これは定数1人とするというのは、1人を置かなければならないということになるのか、置かなくてもいいということなのかの説明もお願いいたします。

それと、これは以前にこのことで研修会がありまして、そのときもうちょっと詳しく説明は聞いたつもりでありますけれども、助役から副町長になることによって、現状の助役よりも権限と言いますか、その範囲は広まるのだというふうに伺いました。

そこで、現在の助役の権限、数字で表現できるかどうかはわかりませんが、副町長になった場合の権限の範囲は、どの程度というふうに理解をすればいいのか説明をお願いいたします。

それと報酬と言いますか、給料でありますけれども、この件については、もし責任が重くなる、権限も多くなるとすれば、報酬についてはどのように想像と言いますか、考えられるのかと。

それと事業の責任を持つとした場合、確か前回の研修会の説明では、部分的な事業については、責任を持つのだというふうに理解しておりますけれども、その最終的な責任。私の想像では、副町長の印鑑を押すのではなくて、町長の印鑑を押すのだと思いますけれども、その辺の最終責任は誰が取ることになるのかと。

もう1点、従来の助役は町長が任命し、議会で承認する形ですけれども、今回の副町長の場合の任命権と言いますか、そういう経緯についてはどのようになるのか説明をお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 大きく6点にわたって質問があったと思います。

まず、助役制をやめて副町長制にする意義ということでございます。これは、先般の地方自治法の改正により、4月1日から助役を廃止して新たに副町長という制度を設けるという基本に沿っての制度の改正であります。

今般の法での改正のねらいでございますけれども、非常に地方自治を取り巻く、地方行政を取り巻く状況が財政も含めて厳しい中、また住民の多様なニーズが出される昨今でございます。地方自治体のトップマネジメントと言いますか、自治体を運営していくという機能をアップして、しかも効率的な行政をしていくためには、今のところ町長に権限が集中しているわけですが、その権限を分散して、先ほど言った機能の分担、アップ、スピード化を図ろうとするものだと思っております。

2点目には、定数は1人とするという今回の条例ですけれども、これは常時するという、1人を常に置くという意味でございます。

3つ目の副町長の権限の拡大。これは現行では非常に規定が特になくて、町長と助役の間において仕事の進め方等の指示等がある。または、あうんと言いますか、はっきりない場合でも事務を処理をされているという経過があります。

先ほど言ったように、機能をアップするための改正ですから、きちんとした町長からの指示、委任がなければ権限の拡大はおぼつかないということから、法の中に「長の命を受け」という字句が新たに加わりました。命を受けなければ逆に言うと拡大された権限も委任を受けたことにならないと、逆に言うとそういう解釈になろうかと思えます。

それと長の固有の、長というのは町長ですけど、町長の固有の権限というのがありまして、例えば議会の招集とか、議案の発案権、議会の解散権、その他ありますけれども、町長固有の権限については、副町長に委任をすることができないと解されております。

4つ目に、報酬についてお尋ねがありました。権限が拡大するので、報酬はどうなるのだということでございます。いろいろな考え方があろうかと思っておりますけれども、報酬につきましては、従前より広く識見を有する皆様の意見を聞きながら決めさせていただいているという経過でございますので、今をお話あったことも含めまして、慎重に検討されるべきものと今の段階では考えております。

それと5つ目ですけれども、最終責任は誰が持つのかというようなお尋ねがあったかと思えます。当然委任をして助役に仕事を、権限を任せる部分も含めて、当然最終責任者は町長だと考えております。ただ、仕事を進める上で委任を受けて権限発揮できますから、いちいち町長にその任された部分においては町長の決裁をいただくという事務的な手続きはなくなると解釈しております。

それと最後ですけども、承認、同意の関係がありましたけども、これは従前どおり、今までと同じように議会にお諮りしてお願いするということは変わりはありません。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 1つ、私は今佐藤議員からお話ありまして、何か研修会があったらそうなのですが、私はたまたまそういう研修会には出ておりませんので、全くわからないのでちょっとお聞きをしたい。まず、冒頭申し上げたいのですけども、私は今回2、3の質問をしたいのですが、反対とか、賛成とかとは別問題といたしまして、わからないから教えていただきたいと、こういうことでございます。

1つ目には、聞くところによりますと、もっと早くにこの条例制定をやった町もあるというふうに聞いております。たまたま今回うちの場合は、非常にタイミングが悪いという一つの問題は、今、次の次期町長を2人で非常にし烈な戦いと言いますか、がっぷり四つと言いますか、そういう状況下でこのことを決めるというのは、ちょっと私もこの時期としてはタイミング悪いなというふうに率直に思います。

それと特別職、従来は町長、助役、収入役、教育長を含めて、特別職というふうに言っておりましたが、今回もうそういうその副町長については、特別職にあたるのかということをもっとお聞きしたいのと。

それから、先ほど佐藤議員から出ました給与。これは従来と同じように、今総務課長が言いましたように、識見を有するもの、町長の諮問機関である特別職報酬等審議会にかけ決めてというものは従来と同じかどうか、この点についてお聞きしたいと。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 3点にわたりお尋ねがありました。

まず、1点目は4月22日に執行されます町長選挙に絡めてタイミングが悪いのではないかというお尋ねであります。これは従前から言っていますように、地方自治法の改正がありまして、その改正規定の中で助役の定数については、定めについては条例に委任しているわけです。従いまして、4月1日から条例がない状態ということは、違法状態になることとなりますので、選挙があろうとなかろうと、選挙の候補者が何を言っていようと全く関係のないことであります。

それと2点目でありますけども、特別職かというお尋ねでございますけども、特別職でございます。

それと3点目、審議会に諮られるのかということですけども、従前どおり慎重に審議会のご意見を頂戴しながら決められるべきものと考えております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） 副町長を置かなければならないという、今渡邊議員言われたようにタイミングが悪いとか、いろいろやっぱりちょっと心配するところがあるのですけれども、一つちょっと聞きたいのは、自治体の中で助役を置いてないところがあります。そういうことから考えてみると、例えばこの制定の中で了承したと、置くことにしたと。ところが町長が、選挙の年ですから新しい町長が、その町長の判断で助役を置かないということになれば、たぶん議会にかかると思うのですけども、そのときに議会で認められれば問

題はないという判断をするのですが、そんなことでよろしいのでしょうか、ちょっとお聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） お答えします。

先ほどの答弁の中でもお話ししましたように、4月1日からの状況について法に委任されておりますので、定数を定めなければならないということになっておりますので、今回上程させていただきます。

一方では、法では置かないこともできるという規定がございまして、今議員がお尋ねのように、今回ご承認いただいて条例が施行された後、今回はたまたまうちの町では新しい町長になりますけども、町長が副町長が必要ないという判断される場合は、副町長を置かない条例を出さなければならない。その場合は、当然この条例を一度廃止する条例を出して2本立てになると思いますが、今日通してもらったとしたらこの条例が制定しますので、この条例を一度廃止して副町長を置かないこととする条例を新たに定めると、2本立てになるかと思えます。

議長（柴田喜八君） 4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） そういうことになりますと、それぞれ候補おられるわけですから、その人の判断に委ねると。これは法でこういうこと決めたので、今回は通して、新しい町長に委ねるという判断で、この採決をしてもよろしいというようなことでいいのですね。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 町長選挙は関係ありません。

4月1日に違法な状態にならないように、今回お願いをする。

助役を廃止するとかという議論は、どこでも一度もしたことないのです。役場の中でも、正直言いまして、良いか悪いかは別として、そういう中で法の委任があると。4月1日には、困った状態にならないように、議論をしていない中で、引き続き助役に代わる副町長を1人にさせていただく条例を出させていただくということでございます。

だから、そのあとことは、私はちょっと言及できませんけども、そういうことがあれば先ほど言ったような手続きになるかと思えます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 1点だけ確かめたのですが、訓子府は平成18年度、長期に町長が病気だということで入院をしたという経過があります。基本的には、執務ができない状況がある程度続く場合には、権限を委任をして執行できるようにしておくというのがどうしても必要だというふうには思います。そういう点から考えれば、誰が委任を受ける立場になるのかと。そういう点から言いますと、今の法律のもとでは、今度は副町長出ると。あるいは、そこももし万が一事故があるときには、違う次の者だということになると思うのです。

ちょっと気になるのは、その権限の関係で、その権限が広がると言いましたけども、実際には選挙で選ばれた者とそうでない者も、当然法律上も扱いも違いますし、行政上の影響違ふと。そんなことを考えますと、訓子府の過去の事例で実際に支障があったかどうかわかりませんが、備えておくという点では、絶対必要なことだとは正直言って私は思

います。

参考までに聞きたいのですが、たまたま訓子府の事例では、そういう状態で対応したと言いますか、要するに権限を委任をすると言いますか、執行を委任するという形の対応をしませんでしたよね。仕事の上ではどうですか、支障ありましたか、そこら辺ちょっと確認をしたい。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 去年の町長の入院に関わってのお尋ねだったと思いますけれども、検査入院ということで入られたということで、期間は短期間なものと想定しておりまして、あえて措置を取らなかったということを一先冒頭ご理解をいただきたいと思えます。

正直言います、町長が入院期間中は、私も含めて元の助役が数度にわたり病院をお邪魔して相談するべきことはして、行政の運営に支障のないようにさせていただいたものと思っております。そういう点では、大きな支障はなかったと考えております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） この条例制定の中の附則の部分で、この条例は平成19年4月1日から施行するという項があります。

今までの議論を聞いていますと、4月1日から施行された場合に、4月1日からその配置を必要とするというふうに受け止めたわけですが、その辺についてのご判断をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 何度も言っていますけれども、法の委任を受けて整合性を取らせてもらっている4月1日だということでありまして。

実際は、4月1日から置かれるかどうかということとは別問題だと考えております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 先ほど、ちょっとタイミングが悪いという話をいたしました。

現町長の任期は、我々と同じ4月30日まであります。この施行日は、要するに4月1日。そして、新町長が今誕生するわけなのですが、どちらになるかは別として、その任期は今言ったように5月1日からになります。

そこで、さっきこの条例が施行された場合、4月1日からやるかやらないかは別としてという話で、場合によっては、現町長が4月1日からということになれば、任命することもできますよね。その辺はどうなのでしょう。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 今のお尋ねですが、今の町長が4月1日以降新たな副町長をすることは理論上は可能です。理論上は可能ですけれども、新しい町政を担当する体制を今選ぶという選挙があることがありますので、一般的なそのようなことはなさらないのでないでしょうかと私は考えておりますけれども。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與士信君。

1 番（田中與士信君） 施行日が4月1日なので、これ5月1日にしたら誰もわだかまりなくできるのではないですか、どうなのですか。たぶん、あと日にち変えるだけは支障ないと思うのですが、どうなのでしょう。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 現実の動きとどうもかぶせてお考えの方が多いようですけども、法が委任しているのです。だから、4月1日に施行日を合わせていただく。

だから、先ほど言いましたように、理論上は現町長が副町長ということも理論上可能ですが、現実にはそういうことは行われないうようなことでございまして、法令の整備はきちんとしておかなければならないとことで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） もうございませんね。ありませんか。よろしいですね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。
討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第14号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に、議案第18号の質疑を行います。64ページです。質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号の質疑を行います。議案書65ページです。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(柴田喜八君) 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年第1回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時17分

以上、平成19年第1回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員